# 日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（概要）

## １　改正概要

日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年総務省令第 123 号。以下「改正省令」という。）の概要は、次のとおり。

（１）日本郵政株式会社法施行規則（平成 18 年総務省令第３号）の一部改正（改正省令第１条関係）

ア　郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 50 号。以下「改正法」という。）により、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）が実施する地域貢献業務に関し、地域貢献基金・地域貢献資金制度が創設されることに伴い、日本郵政株式会社における地域貢献基金の区分経理の方法や地域貢献資金の交付方法について規定するもの。

イ　改正法により、日本郵政グループ内における法定の協議及び当該協議に係る総務大臣への報告に係る規定が整備されることに伴い、当該報告の内容や方法について規定するもの。

ウ　改正法に伴う規定の整理を行うもの。

（２）日本郵便株式会社法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）の一部改正（改正省令第２条関係）

ア　改正法により、新たに基盤的サービス提供業務（本来業務）及び地域貢献業務（任意業務）が日本郵便の業務として規定されることに伴い、当該業務を実施する際の届出及び通知の内容及び方法について規定するもの。

イ　改正法により、日本郵便がゆうちょ銀行及びかんぽ生命と締結する銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約が総務大臣への届出制から認可制になることに伴い、認可申請の方法や届出で足りることとされる軽微な変更の内容について規定するもの。

ウ　改正法に伴う規定の整理を行うもの。

（３）独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）の一部改正（改正省令第３条関係）

ア　令和８年度における交付金及び拠出金の額等に係る認可の申請の特例を定めるもの。

## ２　施行期日

（１）以下の（２）（３）以外に係る規定

改正法の施行の日（令和８年 12 月１日）

（２）改正省令第３条の規定

公布の日（令和８年 10 月 30 日）

（３）改正省令附則第２条の規定

改正法附則第１条第２号の施行の日（令和８年 11 月１日）